平成26年度九大規程第160号制 定:平成27年 3月30日 最終改正:令和 5年 3月31日 (令和4年度九大規程第117号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学大学院通則(平成16年度九大規則第3号)第17条の5第2項 の規定に基づき、大学院基幹教育に関し、必要な事項を定めるものとする。 (目的)

- 第2条 大学院基幹教育は、大学院における専門教育で培われる確かな学問体系とともに、高度 で広範な視野と思考力を身に付けることで自由な発想と柔軟な思考で創造的・批判的に現代社 会が抱える問題・課題に取り組み建設的な解決策を創出できる人材の養成を目的とする。 (授業科目)
- 第3条 大学院基幹教育科目の授業科目の区分は、基幹科目及び展開科目とする。
- 2 基幹科目に関する授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。
- 3 展開科目は、前条に定める大学院基幹教育の目的等に照らし適当と認められる場合に、九州 大学教育企画委員会規程(平成26年度九大規程第155号)第6条第1項に規定する大学院 基幹教育実施会議の議を経て、基幹教育院長が授業科目の名称及び単位数を定めて開設するこ とができる。

(成績評価及び単位の認定)

- 第4条 授業担当教員は、学生が履修した授業科目について、当該授業科目の授業を終了した後、 試験により成績評価を行う。ただし、平素の成績をもって、試験の成績に代えることができる。
- 2 各授業科目の成績は、100点法により評価し、60点以上をもって合格とする。
- 3 成績の評語及び授業科目の単位修得の認定は、履修した者が所属する部局の定めるところにより行う。

(事務)

第5条 大学院基幹教育に関する事務は、事務局各課等及び部局事務部の協力を得て、学務部学 務企画課において処理する。

(雑則)

- 第6条 この規程に定めるもののほか、大学院基幹教育の実施に関し必要な事項は、別に定める。 附 則
 - この規程は、平成27年4月1日から施行する。 附 則(平成27年度九大規程第89号)
 - この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年度九大規程第126号)

- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
 - 附 則(令和2年度九大規程第3号)
- この規程は、令和2年5月26日から施行する。 附 則(令和3年度九大規程第21号)
- この規程は、令和3年5月1日から施行する。

附 則(令和4年度九大規程第26号)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和4年度九大規程第117号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表

授業科目	単位数
大問題を解決しよう	1
アウトリーチ1	1
アウトリーチ2	1
レトリック 1	1
レトリック 2	1
テクニカル・プレゼンテーション	1
数学的モデリング	1
批判的・論理的思考	1
ディベート	1
プロジェクト・マネージメント	1
キャリア・ディベロップメント	1
科学技術社会論概説	2
技術と倫理	1
研究と倫理	1
レトリック基礎	1
プレゼンテーション基礎	1
大学の授業をデザインする	2
大学の授業を彩る	1
TESOL and language teaching	1
methodologies	1